

令和4年度「世界禁煙デー」・「禁煙週間」における取組について

1 要旨・目的

「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」において、禁煙の支援や受動喫煙の防止対策を推進する。

【本県の主なたばこ対策】	
受動喫煙防止対策	健康増進法やがん対策推進条例に基づく施設管理者等への相談・指導等の実施
禁煙支援	禁煙したい人に対して、相談支援を行う医療機関・薬局等の情報を提供
普及啓発	がん、循環器疾患、呼吸器疾患、糖尿病など、喫煙の健康リスクを普及啓発

2 現状・背景

(1) 世界禁煙デー（毎年5月31日）

昭和63（1988）年に国連の世界保健機関（WHO）総会決議により創設。

(2) 禁煙週間（世界禁煙デーに始まる一週間（5月31日～6月6日））

国は平成4年に禁煙週間を定め、国・地方自治体・関係団体等が連携し、たばこの健康被害の啓発や受動喫煙の防止対策等に取り組んでいる。

【令和4年度のテーマ】

たばこの健康影響を知ろう！～若者への健康影響について～

3 概要

(1) 取組内容

項 目	内 容
県民への広報・啓発	・ 県本庁舎に懸垂幕を掲出 ・ 保健所・市町・大学等でのポスター掲示 ・ SNS・ホームページによる情報発信
敷地内禁煙の推進	・ 敷地内禁煙の協力依頼 （禁煙週間中の県本庁舎等における喫煙場所の灰皿撤去）

(2) 予算

4 その他

「健康増進法の一部を改正する法律」（以下、改正法という。）が全面施行されて2年が経過したため、飲食店等の施設に対し、改正法の浸透状況を把握するための調査を本年度実施予定。

【改正法の施行内容等（R2.4～）】
・ 改正法の全面施行により、飲食店等の原則屋内禁煙及び屋内に喫煙専用室を設ける場合の表示が義務化。
・ 広島県がん対策推進条例の改正により、学校、児童福祉施設等の敷地内を完全禁煙（屋外に喫煙場所の設置不可）とする追加規制を開始。